

2023（令和5）年6月16日

消費者庁 表示対策課 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司

差止請求検討委員長 長田 淳



### 要 請 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、内閣総理大臣より、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を受けております。

現在、Salute. Lab株式会社（サルーテ・ラボ株式会社：本店所在地：〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町1-8-13 平野町八千代ビル8F）（以下、「本件事業者」と言います。）が販売しています「イオニアカードPLUS」（以下、「本件商品」と言います。）に関して、そのWebページ上の広告について検討しているところです。

この点、貴庁は、本件事業者に対して、令和2年12月22日付け措置命令をなし、令和3年6月25日、以下の表示等に関して景品表示法8条第1項に基づく課徴金納付命令を行っています。

#### 【景品表示法に違反するとされた表示】

貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像、「カードを身につけるだけで空気のトラブルからあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆ

みなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな” 空気のトラブル” からイオンの力であなたを守ります。」等と表示するなど、別表 1 「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、本件商品から発生するイオンの作用により、本件商品から半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における花粉及びPM 2.5を除去し、本件商品を身に着けた者にウイルス、菌等を寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

これに対して、本件事業者は、当該広告の表示を改善した旨の主張をしておりますが、現在のWebページ (<https://ion-e-air.jp/product/card/>) においても、実験結果として、「スギ花粉 89.3%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 98.2%除去」及び円グラフの画像が存するとともに、大きな文字で、「身の回りに潜む様々な空気のトラブル」と表示、「カードなのに、空気清浄器」、「電源不要&身につけるだけ。もちろんメンテナンスの必要もありません。また、導入コストは電気式に比べ圧倒的です。」「どこにいても、クリーンと生きる。」という表現がなされており、消費者としては、本件商品によって、臭い、花粉、PM2.5などの「身の回りに潜む様々な空気のトラブル」を解決しうるかのような表示がなされています。

この点、前記の措置命令等においては、本件事業者から表示に係る裏付けとする資料が提出されたものの、「当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。」とも認定されています。

しかしながら、本件事業者からは、現在、掲載している上記表示の根拠は、「措置命令以前から当社が第三者より取得した実証実験結果となります。」としつつ、「半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における」除去の効果が得られるかのような表示をしていたことが問題であって、「実使用空間においても、実証実験結果と同等の作用があるような表示をしていたものの、当該実証実験結果に対応した適切な表示がなされていなかった」から措置命令になったという理解であり、措置命令によって、実証実験結果の上記の数値、円グラフの画像などを、「それ自体一切表示してはならない、との内容までは含まれておりません。」として表示を続けているとのことでもあります。

また、当該円グラフ等の表示の近くに、「※60Lボックス内での試験結果であり、実使用空間での実証試験ではありません。」と記載、赤字で「※本実験結果は限られた空間におけるものであり、使用環境・使用状況によっては本実験結果と同等の作用が起こらない可能性がございます。」との注記があることも理由にしています。

すなわち、本件事業者は、上記回答からしますと、実証実験結果と同等の作用が実使用空間の使用ではないということは前提としつつも、いわゆる打ち消し表示がなされているから問題がないという理解とも受け取れます。

しかしながら、かかる注記の表示は、当該円グラフ等の表示等に比して、明らかに文字サイズが小さいとともに、「可能性がございます。」との表現は、原則としては実証実験結果と同様の作用があることが前提とも受け止められるものであり、打ち消し表示として十分と言いうるものではありません。

また、前記の措置命令においても、貴庁は、「本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。」などの表示は、打ち消し表示として機能していないとも認定されているところです。

以上の観点から、貴庁におかれましては、貴庁の措置命令・課徴金納付命令後も、広告表示が十分に改善されることなく、同様の消費者に誤認を与えるおそれがあることに鑑み、景品表示法に基づき、本件事業者の広告表示に対する調査・指導等、さらには、再度の措置命令も含めた対応について検討をされたく申し入れるものです。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 加藤、清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444